

熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業者募集実施要領

1 目的

熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業は、自動証明写真機の設置により来庁者の利便性の向上及び自主財源の確保を図るため、熊谷市役所本庁舎において自動証明写真機を設置及び維持管理する事業者を募集することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業

(2) 目的

自動証明写真機の設置により来庁者の利便性の向上及び自主財源の確保を図るため、熊谷市役所本庁舎において自動証明写真機を設置及び運用する事業者を募集することを目的とする。

(3) 設置場所及び開庁時間

自動証明写真機の設置場所は、熊谷市役所本庁舎 1 階市民課待合ホール（別図参照）とし、詳細は、協議の上決定する。

(4) 設置期間

運用開始日から 5 年間とし、その後の取扱いは協議するものとする。

(5) 仕様等

機器の設置、移設、撤去、設置期間中の維持管理等の経費及び電気使用料については、事業者の負担とする。

詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

(6) 施設使用形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部の使用を目的外使用許可する方法により行う。

2 応募資格

応募できる事業者は単独の事業者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成 17 年規則第 68 号）第 20 条の 2 の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成 17 年訓令第 62 号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成 19 年訓令第 50 号）による措置を受けていないこと。

(3) 熊谷市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。

- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (6) 公告日を基準として、過去2年の間に官公庁において、自動証明写真機の設置、維持及び管理を行った実績があること。
- (7) 直近の年度において、法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 熊谷市役所本庁舎からおおむね2時間以内に到着が可能な場所に本社又は支社若しくは営業所等を有していること。

4 参加申込手続

(1) 手続スケジュール

ア 公告	令和7年7月18日
イ 質問受付	令和7年7月18日から同月25日まで
ウ 質問回答	令和7年7月30日
エ 応募書類提出期間	令和7年7月18日から同年8月1日まで
オ 公開選定日	令和7年8月8日
カ 協定締結	令和7年8月15日
キ 運用開始	令和7年8月30日

(2) 質問及び回答

ア 受付の期間及び時間

令和7年7月18日(金)午前8時30分から同月25日(金)午後5時15分まで

イ 提出方法

質問書(様式第4号)に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

電子メールの送信後、必ず総務部庶務課に電話し着信を確認すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

【提出先】 総務部庶務課

電子メール shomu [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp

※ 質疑がない場合は、提出不要

ウ 回答の時期及び方法

令和7年7月23日(水)までに、熊谷市ホームページに掲載する。

(3) 提出書類

応募する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業者募集申込書(1部提出)[様式第1号]

イ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写し可)

ウ 納税証明書

法人市民税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人の場合）、法人税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人以外の法人の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ 会社概要（パンフレット可）

オ 設置しようとする自動証明写真機のカatalog（写し可）

カ 誓約書（１部提出）〔様式第２号〕

キ 委任状（１部提出）〔様式第３号〕（代理人が応募等行う場合）

※１ 証明書等は発行後３か月以内のものとします。

※２ 提出書類は返却しない。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料の提出を求めることがある。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※１ 郵便による場合は提出期限日までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

※２ 郵便事故等については、市は一切の責任を負わない。

(5) 提出期間

令和７年７月１８日（金）から令和７年８月１日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(6) 提出先

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市役所総務部庶務課庶務係

(7) その他

ア 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。
また、やむを得ない理由により本事業を中止する場合、本事業に要した費用については、市に請求できないものとする。

イ 参加辞退の場合

応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は、任意）を、速やかに総務部庶務課に提出するものとする。

ウ 入札参加資格結果について

応募書類を提出した事業者には、後日入札参加資格結果に関する通知を送付する。

5 設置候補者の選定期日及び選定方法

(1) 設置者の公開選定日

ア 日時 令和７年８月８日（金）午前１０時から
（受付時間は午前９時３０分から午前１０時まで）

イ 場所 熊谷市役所本庁舎７階 入札室

※ 公開選定への立会いは、事前の申込みは不要とする。

- (2) 応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置候補者の選定対象とする。
- (3) 様式第5号の販売手数料提案書に必要事項を記入の上、割印を押印した封筒に封緘した状態で持参すること。
- (4) 販売手数料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する販売手数料以上であり、かつ、最も高い販売手数料の提案を行った者を選定して設置候補者とする。なお、最高の販売手数料の提案者が2人以上ある場合は、くじにより選定する。
- (5) 最低販売手数料は、36%とする。

※ 販売手数料提案書には、36%未満の数値を記載しないこと。

6 協定締結

本市と事業者は、本事業の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、協定を締結する。ただし、協議が不調となったときは、本市は、次点者との協定締結交渉を行うことができる。

7 その他

- (1) 事業者は、自動証明写真機の設置及び維持管理について、行政財産の目的外使用料及び設置費用を負担するものとする。
- (2) 事業者は、機器の操作方法について、機器の運用開始前に職員に対して十分な説明を行うものとする。
- (3) 本事業の実施については、本市と事業者の協議により内容の一部を変更する場合がある。
- (4) 事業者は、提案のあった販売手数料のほかに、行政財産使用料として使用許可をした床面積に応じた使用料を市に納入する。なお、この使用料は売上げがなくても必ず納入すること。
(例) 1.5 m²の場合 月額約 466 円
- (5) 自動証明写真機の使用に要した電気使用料に関しては、専用の積算電力計（子メーター）を事業者の負担により設置し、毎月、庶務課職員の検針により使用電力量を算出して請求する。

8 担当・連絡先

熊谷市総務部庶務課（担当：小暮）

住所：〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

TEL：048-524-1111（内線234）

FAX：048-525-9051

Email：shomu [アットマーク] city.kumagaya.lg.jp